

## 介護支援専門員の届出と更新に必要な研修のお知らせ

今回受講された研修は、主任介護支援専門員になるための研修であり、介護支援専門員証の更新要件にはなりません。

つきましては、下記のとおり「研修修了後におこなう届出」及び「次回の更新研修」を確認し、各自資格の有効期間を管理いただきますようお願いいたします。

記

### 【研修修了後におこなう届出】

○今回、介護支援専門員証の更新手続きはありません。

○資格の管理について

主任介護支援専門員研修を修了された方は、主任資格と介護支援専門員証の両方の有効期間を確認し、別途管理してください。

○主任介護支援専門員の有効期間

主任介護支援専門員の有効期間満了日は、研修修了日から5年後とし、主任介護支援専門員研修の修了証明書に記載しています。修了証明書は、主任介護支援専門員の有効期間を示す書類ですので、ご自身で原本を保管してください。

主任介護支援専門員の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修を受けることで、主任の有効期間と介護支援専門員証の有効期間を揃えて更新することができます。

○介護支援専門員証の有効期間

介護支援専門員証の有効期間満了日は、現在所持する資格証に記載されていますので、御確認ください。

有効期間が満了すると、介護支援専門員として業務ができなくなりますので、有効期間内に専門研修Ⅱもしくは主任介護支援専門員更新研修のいずれかを受講し、更新の申請を行ってください。

該当となる更新のための研修は、介護支援専門員証の有効期間満了日より異なります。

詳しくは裏面の例を御確認ください。

○住所・氏名に変更がある場合

遅滞なく「介護支援専門員登録事項変更届出書」(第3号様式)で届け出てください。(介護保険法第69条の4)

修了証明書

### 介護支援専門員の資格・届出等に関するお問い合わせ先

福島県高齢福祉課

E-mail:kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

\*届出等の各種様式は福島県高齢福祉課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigosien-syuninkousin.html>



## 【次回の更新に必要な研修】

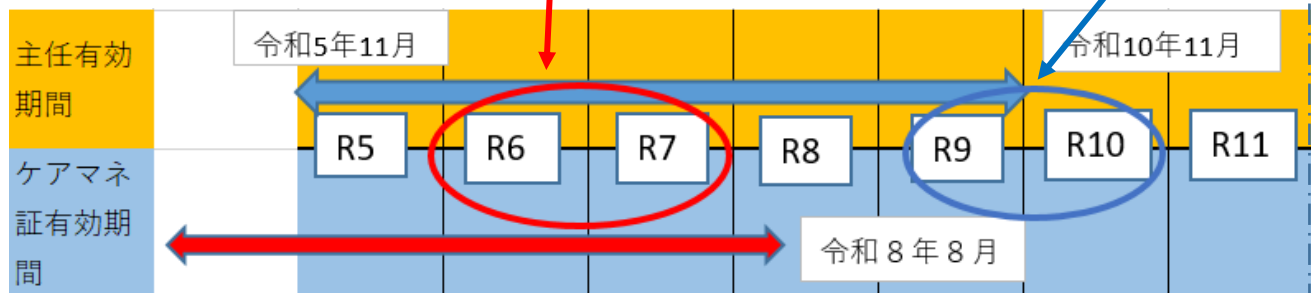
○介護支援専門員証の有効期間満了日により、次回の更新に必要な研修が異なりますので、以下の例示を参考に計画的な研修の受講をお願いします。

### ●介護支援専門員証の有効期間が3年以内の場合

介護支援専門員証の更新のために、**専門研修Ⅱ**を受講してください。

その後、主任の有効期限を更新するために、受講対象となる主任の**有効期間満了日の2年以内で主任更新研修**を受講してください。

#### 【例1】

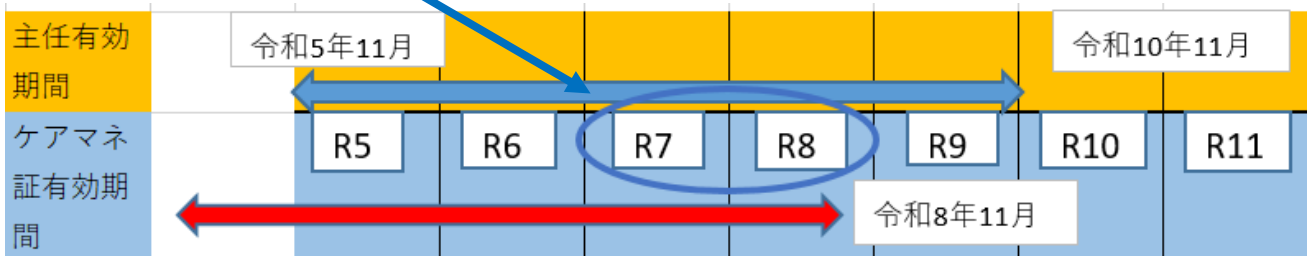


### ●介護支援専門員証の有効期間が3年以上であり、介護支援専門員証と主任の有効期間満了日が2年以内にある場合

**主任更新研修**を受講してください。

それにより、主任介護支援専門員の有効期間と介護支援専門員証の有効期間の両方が更新できます。

#### 【例2】



### ●次回の更新時に、主任介護支援専門員として更新しない場合

主任介護支援専門員研修を修了したが、主任更新研修の受講要件を満たさない(主任介護支援専門員として指導等の経験がない)場合、**専門研修Ⅱ**を受講し介護支援専門員証のみ更新する。

#### 【例3】

